

「ふじのくに障害者しあわせプラン」の進捗について

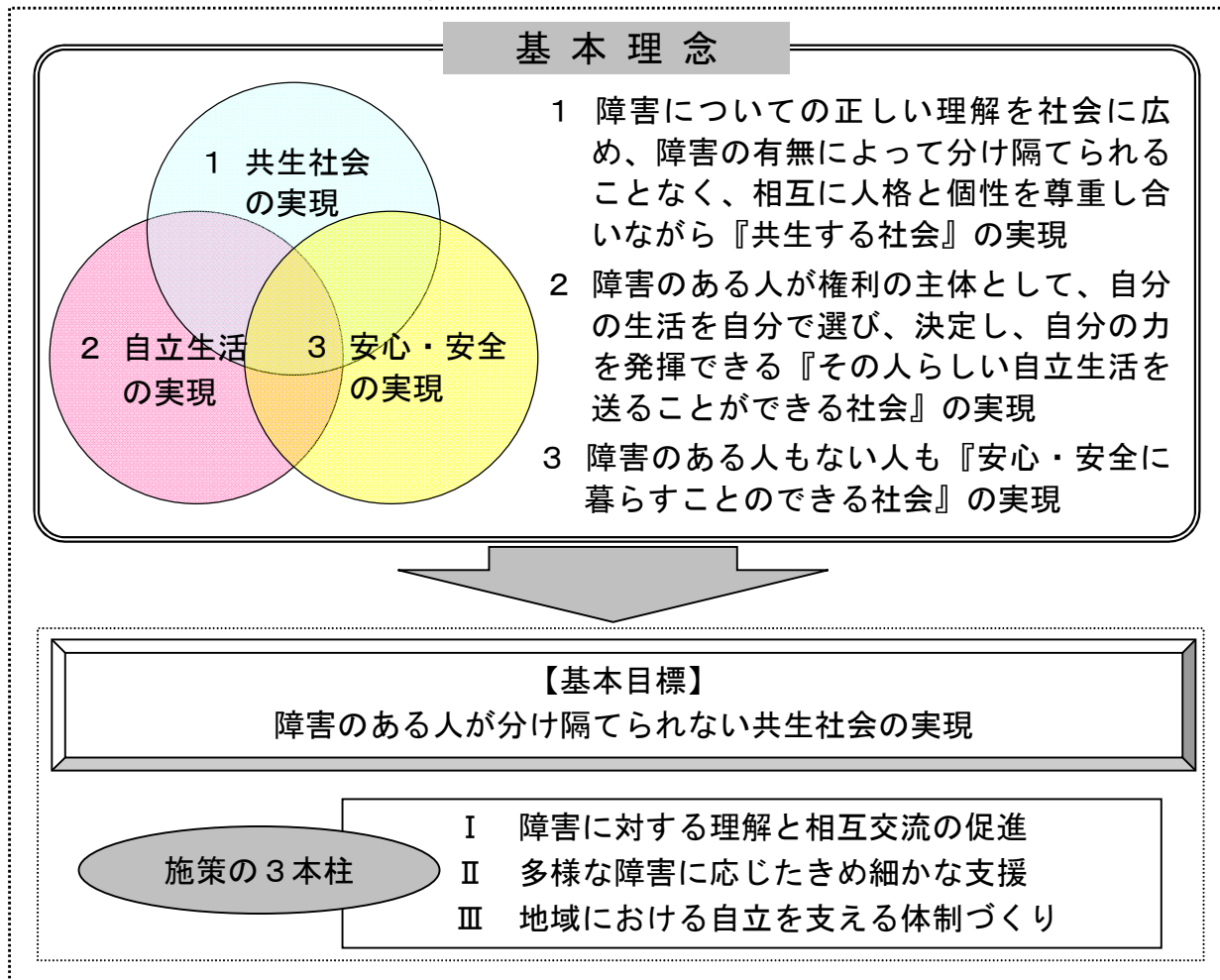
1 計画の位置づけ

区 分	ふじのくに障害者しあわせプラン	
	障害者計画	障害福祉計画・障害児福祉計画
根拠法令	障害者基本法第 11 条第 2 項	障害者総合支援法第 89 条 1 項 児童福祉法第 33 条の 22
規定事項	障害者施策の基本的方向性を規定	障害者計画の目標実現に向けた数値目標等の実施計画を規定
具体的内容 (設定事項)	<ul style="list-style-type: none"> 基本理念及び基本目標 基本目標に対する県の取組 	<ul style="list-style-type: none"> 成果目標（障害福祉サービス等の提供体制確保のための目標） 活動指標（サービス毎の必要見込量）
現行計画	第 5 次静岡県障害者計画 (R4～R7)	第 6 期静岡県障害福祉計画(R3～R5)、 第 2 期静岡県障害児福祉計画(R3～R5)

2 計画期間

種 別		H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 元	R2	R3	R4	R5
県総合計画		前期計画 H22～H25				後期アクションプラン H26～H29				県の新ビジョン（基本計画） H30～R3				県の新ビジョン （後期アクションプラン） R4～R7	
ふじのくに障害者 しあわせプラン	障害者計画 (障害者基本法)	第 2 次 H19～H24			第 3 次 H25～H29				第 4 次 H30～R3			第 5 次 R4～R7			
	障害福祉計画 (障害者総合支援法)	第 2 期 H21～H23		第 3 期 H24～H26		第 4 期 H27～H29		第 5 期 H30～R2		第 6 期 R3～R5					
	障害児福祉計画 (児童福祉法)	-								第 1 期 H30～R2		第 2 期 R3～R5			

3 第5次静岡県障害者計画の構成



4 第6期静岡県障害福祉計画・第2期静岡県障害児福祉計画の概要

区分	内 容
成果目標 について	○障害のある人が分け隔てられない共生社会の実現に向けて、障害のある人の自己決定を尊重し、障害のある人が必要とする障害福祉サービス等の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくために次の7つの項目で成果目標を設定 (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行 (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 (3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実 (4) 福祉施設から一般就労への移行等 (5) 障害児支援の提供体制の整備等 (6) 相談支援体制の充実・強化等 (7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築
活動指標 について	○各年度の障害福祉サービスや障害児通所支援等の利用者数、サービス見込量等を指標として設定